

## 65歳以上の方の

# 後付け自動車急発進防止装置取付費用を補助します!

## 7月3日(月)受付開始

高齢運転者の交通事故防止および交通事故被害の軽減を図るため、後付けの自動車急発進防止装置取付費用の一部を補助します。

補助率

取付け費用の

1/2

上限額

20,000円

### 補助対象者

- 以下のすべての条件に該当する方
- ①町内に住所を有し、満65歳以上である
- ②有効な自動車運転免許証を保有している
- ③町税を滞納していない
- ④過去に同様の趣旨の町または国の補助金の交付を受けていない
- ⑤暴力団員または暴力団、暴力団員と密接な関係を有していない

### 対象となる車

- 以下のすべての条件に該当する車
- ①自らの用途のために自らが運転する自動車
- ②自動車検査証の使用者の氏名および住所と運転免許証の氏名および住所が同一である  
※世帯全員が65歳以上で、自動車検査証の使用者が運転免許証を返納するなど、使用者に代わり、その世帯の世帯員が運転している場合も補助対象車両となります。

### 対象となる装置

自動車に後付けするペダル踏み間違い時加速抑制装置、急発進防止装置、誤発進抑制装置などで、国土交通省の認定を受けているものであり、令和5年4月1日以降に取付したもの。

### 申請の流れ

取付業者による装置の取付け



住民環境課生活安全係に下記の「申請書類」一式を準備して申請（提出）

### 申請書類

- 以下のすべての書類を提出してください
- ①取付費補助金交付申請書兼実績報告書（住民環境課窓口にあります）
- ②取付業者の発行した領収書の写し
- ③急発進防止装置の機能が確認できるものの写し（カタログ、取扱説明書など）
- ④取付け後の状態を撮影した写真
- ⑤運転免許証の写し
- ⑥自動車検査証または自動車検査証記録事項の写し（使用者の住所および氏名が確認できるもの）

対象となる車や装置についてなど、不明な点がありましたら住民環境課生活安全係にお問い合わせください。

